

## 玉名市本庁舎跡地等活用基本構想策定支援 業務 公募型プロポーザル実施要項

### 1 目的

本業務は、玉名市役所本庁舎の跡地となる敷地（繁根木163番地）について、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会の答申などを踏まえ、これに隣接する第一保育所や玉名市文化センターの敷地や施設を含めた一体的な整備をするための基本構想を策定するものとする。

そこで、委託事業者の選定にあたり、上記の目的を計画的に効率よく進めるため、豊富な経験と高い専門性を有する事業者を選定するべくプロポーザル方式により提案を募るものである。

### 2 業務委託の概要

- (1) 業務名称 玉名市本庁舎跡地等活用基本構想策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「玉名市本庁舎跡地等活用基本構想策定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成28年3月31日まで
- (4) 事業費上限額 12,456,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 委託者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

### 4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領(平成17年10月3日告示第103号)の規定による指名停止処分期間中でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (5) 平成27・28年度玉名市入札参加資格登録をしている者。
- (6) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解したうえで、本公募型プロポーザルに参加できること。

### 5 選定スケジュール

- (1) 実施要項の公開 平成27年5月27日(水)
- (2) 質問書の受付 平成27年5月27日(水)から  
平成27年6月3日(水)正午まで

- |               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| (3) 質問に対する回答  | 平成 27 年 6 月 8 日 (月) まで            |
| (4) 企画提案書等の受付 | 平成 27 年 7 月 6 日 (月) 午後 5 時まで (必着) |
| (5) プレゼンテーション | 平成 27 年 7 月 21 日 (火)              |
| (6) 審査結果の通知   | 平成 27 年 7 月 24 日 (金) を予定          |

## 6 質問の受付及び回答

実施要項等について質問がある場合は、電子メールで次のとおり受け付けます。

### (1) 質問の受付

- ①提出書類 質問書 (様式 1)
- ②提出期間 平成 27 年 5 月 27 日 (水) から平成 27 年 6 月 3 日 (水) 正午まで
- ③提出方法 電子メールにより送付してください。

### (2) 質問に対する回答

質問のあった事項についての回答は、順次ホームページに掲載する。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

次に掲げる書式により提案してください。

提出書類		内 容	様式
1	参加申込書	様式にしたがい記載する。	様式 2
2	企画提案書表紙	様式にしたがい記載する。	様式 3
3	企画提案書	仕様書「2 業務内容」に示す内容に沿って作成する。 提案内容には、必要に応じて根拠となる資料等を示しつつ、その有効性や妥当性を具体的に記載すること。 また、各業務に関して、一定の知見、有益な独自のツールやネットワークがあることについて具体的に記載すること。 なお、業務内容に関して独自の提案がある場合は、その内容を具体的に記載すること。 <b>※会社名の記載はご遠慮ください。</b>	様式自由
4	業務工程表	業務のスケジュールについて、作業項目ごとに示した工程表を作成する。	様式自由
5	業務実施体制調書	本業務の実施体制について記載する。	様式 4
6	類似業務実績調書	地方公共団体における <b>庁舎跡地等構想策定業</b>	様式 5

		務に類する業務の受託実績について記載する。	
7	見積書	仕様書の項目ごとに経費を積算した内訳書を添付すること。	様式自由

- (2) 記入方法 提出書類は、A4版（縦横問わず）で統一して作成すること。（作成済みのパンフレット等を除く。）
- (3) 提出部数 13部（正本1部、副本12部（複写可））
- (4) 提出期限 平成27年7月6日（月）午後5時（必着）
- (5) 提出方法 持参又は郵送（配達証明に限る。）により提出すること。
- (6) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

## 8 審査及び選定方法

### (1) 審査方法

① 応募者が5社を超える場合には、次のとおりとする。

ア 第1次審査（書類審査）

- ・企画提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を実施する。
- ・第1次審査の結果は、電子メールで速やかに通知する。
- ・第1次審査通過者には第2次審査（プレゼンテーション）を実施する。

イ 第2次審査（プレゼンテーション）平成27年7月21日（火）

- ・プレゼンテーションの実施場所及び実施時間は、第1次審査の結果通知と併せて通知する。
- ・プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を10分とする。
- ・プレゼンテーションは提出している企画提案書のみを使用して実施することとし、パソコン、プロジェクター等は使用しないものとする。
- ・審査の結果は、決定後速やかに電子メールで通知する。

② 応募者が5社以下の場合には、次のとおりとする。

- ・企画提案書の内容について、プレゼンテーションのみを実施する。（平成27年7月21日（火））
- ・プレゼンテーションの実施場所及び実施時間は、応募状況を確認後、速やかに電子メールで連絡する。
- ・プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を10分とする。
- ・プレゼンテーションは提出している企画提案書のみを使用して実施することとし、パソコン、プロジェクター等は使用しないものとする。
- ・審査の結果は、決定後速やかに電子メールで通知する。

### (2) 選定方法等

- ① 審査基準は、別紙「審査基準」のとおり
- ② 審査は、玉名市で設置する選定委員会において、「審査基準」に基づき企画提案内容、業務実施体制、見積額等を総合的に勘案し、評価（採点）する。

第1次審査：「審査基準」に基づき、企画提案書等の内容を評価項目ごとに評価（採点）し、第2次審査（プレゼンテーション）参加事業者を選定する。

第2次審査：提出された企画提案書に基づいて、参加事業者からのプレゼンテーション及び質疑応答を行い、「審査基準」に基づき内容を評価（採点）し、最高得点者（最優秀提案者）を優先交渉権者として選定する。

## 9 契約

- (1) 審査により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について本市と協議・合意したのちに委託契約を締結する。なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。
- (2) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (3) 委託費の支払いについては、各年度完了後、それぞれ支払うものとする。

## 10 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

## 11 経費の負担

提案書の作成に要した費用、旅費、その他このプロポーザルの参加に関し要した経費は、一次審査及び二次審査とも参加者の負担とする。

## 12 その他

- (1) 本公募型プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (3) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (4) 電子メール等の通信事故については、玉名市はいかなる責任も負わない。

## 13 問い合わせ先

- (1) 所在地 〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地
- (2) 担当部署 玉名市企画経営部企画経営課（市役所本庁舎3階）

- (3) 担当者 福島、高本
- (4) 電話番号 0968-75-1213 (直通)
- (5) Fax 番号 0968-75-1166
- (6) 電子メール kikaku@city.tamana.lg.jp